株式発行も不存在というべきである。

る。

行された株式は、法律上、一切存在しないから、本件募集

### 判 例 研 究

## (商法 六四三

が不存在であるとされた事例

総数引受契約が無効であることにより募集株式の発行

|消、上告・上告受理申立て後、上告棄却・上告不受理(最判決令和原判決(大阪地判令和三年二月一日、令和元年⑺第六三五三号)取 金判一六六五号三七頁 令和三年的第四九九号、新株発行不存在確認請求控訴事件 大阪高判令和三年一一月一一日

|四年一二月七日、判例集未登載

## [判示事項]

観的には取締役会の決議、払込み等の手続が履行されてお 本件募集株式発行については、代表取締役が関与し、外

ての制度的手当もない以上、本件募集株式発行によって発 総数引受契約が無効であり、代わって引き受ける者につい 物理的に不存在であるということはできないが、本件

## [参照条文]

会社法八二九条一号

#### 事 実

は、 X会社は、昭和一六年五月三日に設立された株式会社で 取締役会の承認を受けなければならないとの定めがあ

取締役を三名以上とする旨の定めがあり、Y会社の取締役

要する旨の定款の定めを設けていない。Y会社の定款には、であり、設立当初の発行済株式の総数は八○万株とされ、であり、設立当初の発行済株式の総数は八○万株とされ、の会社は、昭和一○年三月二七日に設立された株式会社

簿にもその旨記載されていた。 簿にもその旨記載されていた。 簿にもその旨記載されていた。 簿にもその旨記載されていた。 簿にもその旨記載されていた。 簿にもその旨記載されていた。 第にもその旨記載されていた。 第にもその旨記載されていた。

権の全額を現物出資することなどを内容とする売買契約を 社が別途実施する募集株式の発行に際し、 締結した る債権を「本件譲渡代金債権」という。)で売却し、 万四〇三〇円 株式」という。)を、 るX会社の普通株式一二万九八〇五株 平成二七年二月四日、 以下、 (以下、「本件譲渡代金」といい、これ 「本件株式譲渡契約」という。)。 同月二三日をもって代金六億三〇七 A は、 Y会社との間で、 (以下、「本件譲渡 本件譲渡代金債 A Ø Y 会 有す

た旨の登記がされた。

引受契約(以下、「本件総数引受契約」という。)とする募 集株式を発行(以下、「本件募集株式発行」という。)する 付期日は平成二七年二月二三日、 本件譲渡代金債権による現物出資、 万円)、二億七二四一万五九七〇円の金銭出資及び残 払込金額は一株につき二六五三円(払込総額八億七五四九 社法二〇五条の規定に基づき、募集株式の数は三三万株 譲渡株式を本件譲渡代金で取得すること、②Y会社が、 締役会」という。) 平成二七年二月四 が開催され、 H Y会社の取締役会 (以下「本件 割り当て方法をAと総数 ①Y会社が、Aから本件 払込期日及び財産の給 取

の発行済株式総数が、八○万株から一一三万株に変更されたるで、Y会社の一で、本件譲渡代金債権の大七○円を入金し、Y会社との間で、本件譲渡代金債権のお込みとして、Y会社名義の預金口座に二億七二四一万五平成二七年二月二三日、Aは、本件募集株式発行に係る平成二七年二月二三日、Aは、本件募集株式発行に係る

ことを決議した旨の取締役会議事録が存在する。

六か月経過した後の日であった。なお、本件とは別に、X承認請求」という。)。上記の日は、本件募集株式発行から件譲渡株式に係る譲渡の承認を請求した(以下「本件譲渡平成二七年九月一一日頃、Y会社は、X会社に対し、本

求める訴えを提起し、平成三〇年一月一五日、大阪地方裁 会社は、 本件譲渡承認請求が無効である旨確認するとの判 本件譲渡承認請求が無効である旨確認することを

決を言い渡している

(確定)。

起し、 円及び遅延損害金を支払うことを求める株主代表訴訟を提 社代表取締役として同社の預金一億九四二九万九七七五円 件貸付け」という。)、平成二四年一一月二二日には、Y会 身が代表者を務める訴外会社に貸付けたこと(以下、「本 請求を認容する判決を言い渡している Y会社に対する任務懈怠行為(会社法四二三条三項一号、 から出金をしたこと(以下、「本件引出し」という。) 九日、Y会社の預金を原資とする一億六五〇〇万円を自 項)に当たるとして、Y会社に対し合計三億五九○○万 また、 令和元年七月一九日、X会社は、本件募集株式発行につ 平成三一年一月二五日、大阪地方裁判所は、 本件とは別に、X会社は、Aが、平成二三年七月 (確定)。 原告の が、

求を理由がないとして棄却、 項二号に基づきこれを無効とすることを求めて、訴えを提 しないことの確認を、予備的請求として、同法八二八条一 主位的請求として、会社法八二九条一号に基づき存在 原審 (大阪地判令和三年二月一日)は、 予備的請求を却下したため 主位的請

X会社が控訴した。

ないものといえるか、〔二〕本件募集株式発行の無効の訴 本件の主たる争点は、〔一〕本件募集株式発行が存在し

えにつき提訴期間経過を理由として却下すべきであるとい

#### 判 旨

(一) 本件総数引受契約の効力について

えるか、である。

社の取締役はA及びBの二名しかおらず、Aは特別の利 がら、会社法三三一条五項及びY会社の定款所定の取締役 関係を有する取締役に当たり、 の最低員数は三名であるところ、本件取締役会当時、 ない(会社法三六五条一項、三五六条一項)。」「しかしな 設置会社であるから、取締役会の承認を受けなければなら 社を代表して自己と取引を行うものであるから、 (会社法三五六条一項二号)に該当し、Y会社は取締役会 から(会社法三六九条二項)、B一名では、本件取締役 「本件総数引受契約は、 Y会社の取締役であるAがY会 議決に加わることができな 自己取 Y 会 引

取締役会の

定足数を満たさず、その過半数の決議があったともいえな

会決議は取締役の過半数である二名の定足数を満たしてい

ない……。

したがって、

本件取締役会決議は

V

を受けたということはできず、無効である。」いことになるから、本件総数引受契約は、取締役会の承認

「本件総数引受契約が自己取引に該当し無効であるとしても、取引の安全を考慮する必要性が高いため、絶対的無力受契約については、AとY会社以外の第三者は存在しない。また、本件募集株式全部について株券不所持申出がない。また、本件募集株式全部について株券不所持申出がない。また、本件募集株式全部について株券不所持申出がない。また、本件募集株式全部について株券不所持申出がない。また、本件募集株式全部について株券不所持申出がない。また、本件募集株式全部について株券不所持申出がない。また、本件総数引受契約が自己取引に該当し無効であるとしても、取引の安全を考慮する必されており、この点からみても、取引の安全を考慮する必られており、この点からみても、取引の安全を考慮する必要を表慮するとしているというではないまするとも、またも、なりまするとも、ないまたも、ないまたも、ないないまたり、ないまたり、ないまたりまするといるといるというないまするというないまた。

る。

「本件総数引受契約は無効であるから、本件募集株式発

「会社法においては、募集株式の引受人は、出資の二(二)引受けを欠く本件募集株式発行の効力について

ほかはない。」

要はない。」

旧商法下とは異なり、新株発行による変更の登記がある場設けられていない……。したがって、会社法においては、けられたが、同法二八○条の一三第一項に相当する規定はママ)とし、旧商法二八○条の九第二項と同様の規定が設式の株主となる権利を失う(会社法二○八条一項)(原文式の株主となる権利を失う(会社法二○八条一項)(原文式の株主となる権利を失う(会社法二)八条一項)(原文では、出資の履行をすることにより募集株をしないとさい。

権利を失った引受人に代わり、

合であっても、

出資の履行をせず、募集株式の株主となる

出資の履行をする責任を負

律上は存在しないものと解さざるを得ない。」「よって、

ら、当該募集株式は存在しないものと解するのが相当である行をする責任を負う者は制度的に存在しないのであるかり受けのない募集株式と同様、他にこれを引き受け、出資の限行をおった募集株式と同様、他にこれを引き受け、出資の履行を持ていていないから、当該募集が者について制度的な手当はされていないから、当該募集

本件募集株式発行は、株式発行の実体がないものと認めるて、本件募集株式発行に係る株式の全部が存在しない以上、株式はその全部が存在しない株式ということになる。そし标については、全ての引受けを欠くことになり、本件募集

なるから、本件募集株式発行により発行された株式は、法本件募集株式は、その全てが法的には引受けのない株式ということはできないが、本件総数引受契約が無効であり、いうことはできないが、本件総数引受契約が無効であり、込み等の手続が履行されており、物理的に不存在であるということはできないが、本件募集株式発行については、代表取「以上要するに、本件募集株式発行については、代表取「以上要するに、本件募集株式発行については、代表取

断要素に該当する事実関係が認められるため、従来の判

これまでの裁判例において不存在を否定する判

これまでの不存在に関する公判において見られない(久保

田安彦「本件判批」ジュリー五八四号三頁)。後述の通り、

発行された株式は、法律上、一切存在しないから、本件募件総数引受契約は無効であり、本件募集株式発行によって

集株式発行も不存在というべきである。」

### 研究

上存在しないという点をもって不存在事由としたことは、本件総数引受契約の無効により引受けを欠いた株式は法律集株式は法律上存在しないことを挙げる。判旨のように、発行に係る株式の全ての引受けを欠くことになり、本件募集株式して、本件総数引受契約が無効であるため、本件募集株式

本判決は、

本件募集株式発行の不存在を認容した理由と

であるかについて検討を要する。例・学説の議論に照らしても、不存在事由に匹敵する瑕

# 二、判旨一について

本件総数引受契約は、

Y会社と代表取締役Aとの直接取

(三五六条一項二号、三六五条一項)。 Y会社には、総数引引に該当するため、Y会社の取締役会の承認決議を要する

Y会社に現存する取締役(権利義務者)は、AおよびBの受契約の承認決議をした旨の取締役会議事録があるものの、ご五プ系「項」を、三プ五系「項」 Y会社にに、 ※娄弓

二名であるから、取締役会の法定の最低員数を欠いてお

みが参加した。そのため、本件取締役会決議が有効に成立利害関係取締役に該当し(三六九条二項)、議決にはBの(三三一条五項)、加えて、本件取締役会決議にはAが特別

したといえるかが問題となる。

ンタール(八)』二八九頁(森本滋)(二〇〇九年、商事法して成立すると解されている(落合誠一編『会社法コンメ最低員数の過半数の取締役が出席していれば、取締役会と取締役会の法定の最低員数を欠く場合であっても、その

上記最低員数の過半数の取締役が出

席しており、本件取締役会は有効な取締役会となる余地が

が出席しているから、

務))。本説によれば、本件取締役会には、A及びBの二名

ある。

本件取締役会決議は、その議決の時点において、Bのみが昭和四一年八月二六日民集二○巻六号一二八九頁参照)。しかし、そもそも法定の取締役会の定足数要件は、開会しかし、そもそも法定の取締役会の定足数要件は、開会

は理論的には妥当といえる。

「名の賛成が必要であるところ、これを満たしていない。
「名の賛成が必要であるところ、これを満たしていない。

この点、

原審は、機関承認を欠く利益相反取引の効力に

示する。

のであり、 株式の全てがAの手元にとどまっていることを含意するも 全を考慮する必要はないとする。Y会社は公開会社である について株券不所持の申出がなされているため、 Y会社及びA以外の第三者は存在せず、本件募集株式全部 締役会決議を絶対的な無効としなかったのに対し、 五日民集二二巻一三号三五一一頁参照)に依拠し、本件取 に主張し得るとの相対的無効説(最判昭和四三年一二月二 に加えて相手方の悪意を主張して初めてその無効を第三者 関して、 取引の安全の見地から、 株券不所持の申出があったとの事実は、 取引の安全を織り込む必要性のないことを決定 会社が、 取締役会の欠缺 本件募集 取引の安 判旨は、

の安全保護という定型的判断によらず、事案に即した利益に拘泥した原審に対して、判旨は、公開会社における取引頁)。一般論として公開会社における取引の安全への配慮づける事実関係であるといえる(久保田「本件判批」三

# 三、判旨二について

衡量による説示としては妥当である。

式は、法律上は存在せず、本件募集株式発行も不存在と説い株式となるから、本件募集株式発行により発行された株まえて、本件募集株式は、その全てが法的には引受けのな(一)判旨は、本件総数引受契約が無効であることを踏

(二) 募集株式の発行がどのような場合に不存在といえるかについては、会社法が、募集株式発行の不存在事由にるかについて特段の定めを設けていないため、解釈に委ねられる。しも統一的な判断基準を確立しているわけではない。最高しも統一的な判断基準を確立しているわけではない。最高しも統一的な判断基準を確立しているわけではない。最高しも統一的な判断基準を確立しているわけではない。最高の頁では、「新株発行の関記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合であっても、新株発行の登記がされているなど何らかの合いを表する。

版会))、 して、 によってその旨の確認を得る必要のある事態が生じ得るこ 中 の評価もあり する場合に新株発行不存在が認められないと説示したもの する立場であるとされてきた(松並重雄 に限られるとする立場 新株発行の実体がない場合、すなわち物理的不存在の場合 最高裁の立場については、新株発行の登記がされているが 発行の登記がされているなどその外観が存する場合には 成九年判決を引用して、「新株発行の実体がないのに新株 とは否定することができない」とする。 五年三月二七日民集五七巻三号三一二頁も、 亘 一二五四号二二六頁)。しかし他方で、 不実の外観を除去する必要があると認められるから 『会社法第四版』 <u>日</u> 新株発行不存在確認の訴えの実体要件を厳格に判断 一株不存在確認の訴えを肯定すべきである」とする。 現時点では最高裁判所が示した規範の理解にお 物理的不存在の場合以外、 商事法務一七三七号五二頁 (北村雅史「判批 未だ最高裁の立場は明確にされていないと 新株発行の不存在を主張する者が訴訟 五三一頁(二〇二三年、 (以下、 物理的不存在説という)と (東京地判平成一三年一二 すなわち実体が存在 (二〇〇五年)、 同様に、 「時の判例」ジュ 前掲最判平成九 東京大学出 前掲最判平 最判平成 田

外観があるために、

よっても、募集株式発行の手続がとられなかった度合い ことに無効事由を認めた事案)。ただ、 を認め、不存在を否定する(なお、株主総会決議を欠い 記簿上の代表取締役の関与を考慮して募集株式発行 受契約が機関決定を欠く場合において、払込みの存在と登 非公開会社の一人株主以外の者一名を引受人とする総数 不存在説に立つ前掲東京地判令和元年八月一九日のように、 に新株発行があったとは評価できない場合も含める立 しては存在するが、手続的・実体的瑕疵が著しい 九日 2019WLJPCA08198004) と、募集株式発行が実体と 月八日 2017WLJPCA09088011、東京地判令和元年八月 九月三〇日判時二三二九号七七頁、 に立つもの て見解が分かれ (以下、法的不存在説という)に分かれる。ただ、 定以上に達すれば、 他方、下級審裁判例においては、 (近時の裁判例として、 募集株式発行は物理的不存在と評 東京地判平成二九年 名古屋地判平成二八 物理的不存在説 物理的 不存 ため法 物理 この実体 の立 在説に

的

法的不存在説に立つ東京高判昭和六一年八月二一日判タ六

達

新株発行

0 無効・

不存在」

法教四八三号一〇二頁)。

(伊藤靖史

されると考えられるため、その意味からして物理的

不存

と法的不存在は連続するものといえる

存否の判断に止まらず、一つの法的判断の側面を有すると れる場合を含む」とし、不存在の判断には、 の手続的・ 株発行に該当する事実がまったく存在しない場合は勿論の 一七号二〇 て、 法的評価としての不存在があり得るとする 物理的には存在するような外観を呈していても、 実体的瑕疵が著しいため不存在であると評価さ 四頁は、 「新株発行の不存在とは、 単に物理的な 物理 (慶田 的に新 そ 康

判例の分析―」神戸学院法学四七巻二・三号一七二、一七でいる(吉本健一「新株発行不存在の判断要素―最近の裁株発行不存在が肯定される可能性が高いとの分析が示され不存在又は出資の履行欠缺のいずれかの要素が重なれば新取締役が関与していない場合であっても、株主総会決議ので、さらに他の要素の有無が考慮される傾向にあり、代表かの点であり、代表取締役の関与の有無が認定されたうえ

視してきた考慮要素は、

代表取締役による発行であるか否

男「本件解説」判タ六七七号二三一頁)。裁判所が最も重

模閉鎖会社において募集株式発行が秘密裡に行われた場合近時は、法的不存在説の立場から、支配権争いのある小規存在説と法的不存在説を軸に議論が展開されてきた。特に(三)学説は、前示の下級審裁判例と同様に、物理的不

年

有斐閣)、

伊藤・前掲一〇二頁)。

もっとも、

三頁 (二〇一八年))。

一九巻二一二頁(洲崎博史)(二〇二一年、商事法務))。に議論されている(岩原紳作編『会社法コンメンタール』無の判断においていかなる事情が考慮されるべきかが顕著

を念頭に置き、

既存株主の救済策として、不存在事

由の有

無効の訴えによる株主の救済の道が閉ざされてしまう事態無効確認訴訟に係る出訴期間を経過した後である場合には、適及効が否定される無効認容判決を通じた救済場合には、遡及効が否定される無効認容判決を通じた救済募集株式発行の秘匿後に様々な既成事実が積み重ねられる

るとする見解が近時有力に論じられている(松井秀征「新地から、不存在を導く手続的瑕疵の有無を判断すべきであい。(八二八条)に付された種々の制限(提訴期間の制限があるためであるとされる(吉本健一「小規模閉鎖会社にがあるためであるとされる(吉本健一「小規模閉鎖会社にがあるためであるとされる(吉本健一「小規模閉鎖会社にがあるためであるとされる(吉本健一「小規模閉鎖会社にがあるためであるとされる(吉本健一「小規模閉鎖会社にがあるためであるとされる(吉本健一「小規模閉鎖会社にがあるためであるとされる(

と会社法・資本市場規制』一八九頁―一九一頁(二〇一五一号四〇―四一頁(二〇〇六年)、久保田安彦『企業金融株発行不存在確認の訴えについて(二・完)」立教法学七

不存在

が否定されるの

が一

般的傾向であった(吉本・前掲

由になり、

戸学院法学一七三頁)。

図的に行っている、 論者により多少異なるが、 な要素が積み重なれば不存在と判断すべきかについては ②そうした瑕疵ある発行を会社(の代表者)が意 ③株主に対し新株発行を秘匿している 概ね、 ①新株発行に重大な瑕疵

性が小さい、といった瑕疵や事情を要すると主張されてい ジュリー五一九号一一二頁 (二〇一八年))。 田中亘「判批 (名古屋地判平成二八年九月三〇日)」

および④当該新株発行について取引の安全を考慮する必要

以上の先行議論に対して、判旨は、 本件募集株式

ついては、代表取締役であった補助参加人が関与し、 発行の不存在に関する判断において「本件募集株式発行に

外観

四

募集株式発行における一連の実体があることを認めながら 物理的に不存在であるということはできない」とし、本件 的には取締役会の決議、 払込み等の手続が履行されており、

本件募集株式が法的には引受けのない株式として存在

集株式発行への関与が重要視されており、 出資の履行があれば、 他の消極的事情があっても、 代表者が関与し、 不存在説に立つ裁判例の判断枠組みでは、 しないことをもって不存在を導くものである。

代表者による募

はいなくなるため、失権に係る株式は有効に成立しない すれば (二〇八条五項)、引受人に代わって株主になる者

払込み等の欠缺はそれ単独で募集株式発行の不存在

手続の欠缺と払込み等の欠缺の両方の

前述の法的

Aの払込みの手続きの履行が認定されていることを踏まえ 本件では、代表取締役Aの発行決議への関与及び引受人

ると、 めることは困難である。 法的不存在説からは本件募集株式発行の不存在を認 よって、 判旨は法的不存在説に依

教五一六号一一一頁)。他方で、 拠するものではないと解される (田澤元章 「本件判 物理的不存在説に立った

としても、本件募集株式発行が不存在と結論付けることは

け 難しい。結局、 んは困難といえる。

判旨は、

従来の判断枠組みにおける位置付

いうものと整理し、 たことを踏まえて、 在事由を認めた点にある。この点に関して、近時の学説 効による引受けの欠缺のみをもって、募集株式発行 仮装払込みの規律が平成二六年会社法改正で導入され (一)以上から、 払込み等の欠缺によって引受人が失権 失権は払込み等がまったくない場合を 判旨の特殊性は、 総数引受契約 この不存 0

ら、

101

う必要はないと主張するものがある

(洲崎博史 | 出資

を欠く株式は、

現実の払込み等があったとしても、

もはや

けることは困難である。

商事法務)、 本市場の法規制』一六八頁、一六九頁注三九(二〇二〇年 の仮装と新株発行の効力」久保大作他編『企業金融・資 江頭憲治郎 = 中村直人編 『論点体系会社法六

行

洲崎 第二版』(品谷篤哉) 二〇〇頁 (二〇二一年、第一法規))、 ・前掲一六八頁)。おそらく、判旨の論理は、 引受け

ようにも思える。 列に位置づけようとする判旨は、当該学説に依拠している くことに等しいと解する立場であると考えられる(久保田 それは出資の履行として評価されないから、払込み等を欠 本件判批」三頁)。 引受けの欠缺と出資の履行の欠缺を同

金銭出資も現実に払込みが行われていることを認定し、本 権すると解するものである(洲崎・ のである場合には、引受人自身は何ら出捐をしていないた 的に払込み等の行為があっても、それが会社資金によるも 社に対して拠出したとすらいえない場合が、二〇八条五項 ただし、右学説は、 これを払込みがあったものと評価できず、引受人は失 「出資の履行をしない」にあたるとする。つまり、外形 本件譲渡代金債権 引受人が自身の財産をいったんは会 の現物出資が物理的に存在し、 前掲一五四頁)。ただ、

件募集株式発行について「外観的には……払込み等の手続

引受けの欠缺という手続的瑕疵につき実質的に評価をせず、

込み等であることについては言及がなされていない。 きが履行されており」として、 ゆえ、本件に関しては、右学説からしても、失権と位置 があったことを認めながら、それがY会社の資金による払 Aによる外形的な払込み等 それ

二四一万五九七〇円)をY会社の預金口座に入金している Aが、本件募集株式と引換えに払い込む金銭の額 なお、本件の認定事実によれば、 平成二七年二月二三 (二億七

のと評価するのが自然であったとも思われる。 れており、 てY会社から合計三億五九二九万九七五五円余が引き出さ が、それ以前にAによる本件貸付け及び本件引出しを通じ Y会社の預金を原資とした仮装払込みをしたも

原編・ るものである(品谷・前掲二○○頁)。しかし、 ることを前提に、 無効事由以上の瑕疵の程度の著しさが要求されるべきであ 素とされるべきかを焦点として議論が展開されてきた(岩 の有無の判断において、 文化される以前から、従来の判例及び学説上、 (二) いずれにしても、新株発行不存在確認の訴えが 前揭二一二頁 事実関係の総合評価に基づいて判断され (洲崎))。 いかなる手続的瑕疵がその考慮 不存在事由 は、 少なくとも 不存在事 判旨は、 明 五

会社が秘密裏に募集株式発行を実施する場合に、

どうかに関して、 これまでの不存在事由をめぐる議論と整合性を欠くため、 当該募集株式はすべて引受けのない株式となり、 株式の引受人が一名である場合、 がない以上、 募集株式発行の不存在事由として評価すべき要素であるか である本件総数引受契約の無効という手続的瑕疵が、本件 説得的であるとはいえず、引受けの欠缺及びその原因事由 株式の発行はそれだけで不存在という帰結になる。判旨は、 い第三者割当てによる募集株式の発行において、当該募集 に判旨の論理を前提にするならば、 あるかについて検討がなされないまま、 本件総数引受契約の無効による引受けの欠缺という法状況 かに論理的ではあるものの を導こうとするものである。 般論によって不存在と結論付けたものにすぎない。仮 本件事実関係においていかなる瑕疵の内容及び程度で 法的に不存在であると説示する判旨は、たし (久保田「本件判批」三頁)、 払込み等の前提となる引受け 機関決定に瑕疵があれば、 総数引受方式をとらな 法形式から導かれ 当該募集

> うというおそれがある。それゆえ、 は、 特に、Y会社のような小規模閉鎖型の会社の株主にとって 間が六か月以内とされているため (八二八条一項二号)、 部的意思決定を欠くことは、 者による募集株式の発行であれば、 不存在の訴えを通じた株主の救済をすることが適切である が妨げられていると評価できる場合においては、 限界と相まって、 べきところ、公開会社においては、 が認められることで不利益を受ける既存株主が救済され 本来は無効の訴えの制度が機能して募集株式の発行 (最判昭和三六年三月三一日民集一五卷三号六四五頁、 (田中・前掲一一三頁)。また、公開会社では、会社の代表 発行の事実に接することなく提訴期間が徒過してしま 利害関係者によって意図的に無効 無効原因にならないとされ 会社法上要求される内 無効の訴えの制 無効確認訴訟の提訴 新株発行 の訴え 度上 この効力

単に法形式論をもって、募集株式発行不存在について結論

あったと解する。 本件事案を踏まえて検討されるべきで の株主は、支配権の異動を伴う場合でない限り、 七月一四日判時一五一二号一七八頁)。つまり、 不公正発行についても同様に解されている

判昭和四六年七月一六日判時六四一号一七頁)、さらに、

(最判平成六年 公開会社

自らの

ことができない そこで、募集株式発行が不存在かどうかをめぐっては、 のも現実である。

[利益に対する法制度上の保護を受けることに期待を持

103

望ましい。

発行の効力発生日

えの提訴期間が徒過された事情と、 式発行の手続的瑕疵の程度に加えて、

当該発行をした会社 新株発行の無効の訴 法的不存在説にしたがい、

具体的な事案を前提に、

募集株

取締役の側の帰責事由を総合的に考慮して判断することが

本件についてみると、Y会社が、本件募集株式

(平成二七年二月二三日) から六か月半

は、

かとの 支配権争 Ŕ でY会社をめぐる支配権争い 実について明確に言及されていないが、現にAとX会社間 無効の訴えを提起する機会を奪う意図があったのではな もない時期で譲渡等承認請求を行ったことには、 ていることを踏まえると、Y会社による提訴期間経過後間 おいて本件募集株式発行の不公正発行性について認定され 本件募集株式発行による変更登記を完了している。原審に 九三九条参照)、また、 項の通知を公告の方法に代えて行い(二〇一条三項四項 えを阻止されている。 請求をしたことにより、結果として、X会社は、 余経過後 こうした将来的に特定の既存株主とのY会社をめぐる 疑念を持たざるを得ない。 いが生じる可能性は否定できず、 (同年九月一一日)にX会社への本件譲渡等承認 加えて、Y会社は、 Aによる出資の履行から三日後に が露呈していなかったとして 判旨は、 株主への募集事 本件募集株式発 不公正発行の事 X会社が 無効の訴

٤

性があったものといえる。 行が認められることによりX会社の利益が侵害される

たしかに、Y会社による迅速な変更登記や公告の

実施

うる(丸山秀平「判批 ことによる不利益をX会社に負担させるべきではなかっ 置を講じていた点を勘案すれば、 を保護すべき事情を認めることができる。 えうるから、 景には支配権争いの構図が少なからずあったものとして考 行を秘匿する意図が少なくとも推認され、 の方法を開示手段として利用したことは、 八二四号二三二頁)」金判九三四号四二頁)。Y会社が公告 の方法を用いたことは不公正発行の構成要素としても考え に公告を確認することを求めるのは酷である。また、 揭五三九頁)、 式の発行の開示が公告の方法により行われる場合に関して 式発行について知り得たともいいうる。ただ、特に募集株 る事実関係である。それゆえ、X会社において本件募集株 むしろ本件募集株式の実体を構成する要素として評 Y会社が本件募集株式発行を秘匿する目的で 一連の 株主への周知が不十分であると指摘され 本件募集株式発行に伴い、X会社の支配利益 特にY会社のような小規模閉鎖会社の株主 (神戸地裁平成五年二月二四 登記や公告を見なかっ しかも、 本件募集株式発 以上を踏まえる (田中 その背 豆 H 価 でき

可 能

(久保田「本件判批」三頁)。とにより、X会社を救済する必要性は大きかったといえるとだえる。それゆえ、本件募集株式発行を不存在とするこ

理的であるようで、形式論に偏った印象を残さざるを得な株式の引受けがないことをもって結論を導いたことは、論成であるが、判旨が、不存在事由の有無の判断において、本件募集株式発行を不存在と判断した判旨の結論には賛

重田 麻紀子